

## 訓 令

### 埼玉県教育委員会訓令第4号

埼玉県教育局  
県立教育機関

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（昭和六十一年埼玉県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「副教育長」の下に「及び本局の参事」を加え、同条第三項中「副部長及び参事」を「高校改革統括監、副部長及び部の参事」に改める。

第六条中「。以下」の下に「第八条、第十条及び第十二条において」を加える。

第八条第一項中「、学校評価、地域教育幹」を削る。

第十条中「部長、副部長、参事」を「参事、部長、高校改革統括監、副部長」に改める。

第十二条第一項第三号及び第二項第一号中「参事」を「部の参事」に改め、同条第四項中「副部長、参事」を「参事、高校改革統括監、副部長」に改める。

別表第一中第十八号を第十九号とし、第九号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

<p>九 公立学校の校長及び教員の研修等を行うこと。</p>		<p>教育公務員特          例法（昭和二十四年法律第一号）第二十二条の三第一項の規定に基づき、校長及び教員としての資質に関する指標を定めること。</p>	<p>1 教育公務員特          例法第二十二条の四第一項の規定に基づき、教員研修計画を定めること。</p> <p>2 教育公務員特          例法第二十二条の五第一項の規定に基づき、研修等に関する記録を作成すること。</p>
--------------------------------	--	---	---

別表第二教育総務部の表総務課の項第二号教育委員会決裁事項の欄2中「部長、副部长、参事」を「参事、部长、高校改革統括監、副部长」に改め、同号教育長専決事項の欄12から14までの規定中「副教育長」の下に「、本局の参事」を加え、同号部長専決事項の欄8中「副部长、参事、部付、課長」を「高校改革統括監、副部长、部の参事、部付、課長、副参事」に改める。

別表第二県立学校部の表県立学校人事課の項第一号教育長専決事項の欄中11を13とし、同欄10中「（昭和二十四年法律第一号）」を削り、同欄中10を12とし、9を11とし、8の次に次のように加える。

9 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年埼玉県条例第四号。以下「定年制条例」という。）第九条第四項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める校長について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。

10 定年制条例第十条の規定に基づき、定年制条例第九条第三項若しくは第四項の規定により異動期間を延長する場合又は同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合に、それぞれ当該校長の同意を得ること。

別表第二県立学校部の表県立学校人事課の項第一号部長専決事項の欄中11を13とし、3から10までを5から12までとし、2の次に次のように加える。

3 定年制条例第九条第四項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める副校長及び教頭について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。

4 定年制条例第十条の規定に基づき、定年制条例第九条第三項若しくは第四項の規定により異動期間を延長する場合又は同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合に、それぞれ当該副校長及び当該教頭の同意を得ること。

別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第一号教育長専決事項の欄中10を12とし、9を11とし、8を10とし、7の次に次のように加える。

8 定年制条例第九条第四項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める校長について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会承認を得ること。

9 定年制条例第十条の規定に基づき、定年制条例第九条第三項若しくは第四項の規定により異動期間を延長する場合又は同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合に、それぞれ当該校長の同意を得ること。

別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第一号部長専決事項の欄中10を12とし、3から9までを5から11までとし、2の次に次のように加える。

3 定年制条例第九条第四項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める副校長及び教頭について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。

4 定年制条例第十条の規定に基づき、定年制条例第九条第三項若しくは第四項の規定により異動期間を延長する場合又は同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合に、それぞれ当該副校長及び当該教頭の同意を得ること。

別表第二市町村支援部の表文化資源課の項第三号部長専決事項の欄1中「第十二条」を「第十三条第一項」に改め、「決定し」の下に「、法第十四条第二項の規定に基づき」を加え、同欄2中「第十四条」を「第十九条」に改め、同欄3中「博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号。以下この項において「施行規則」という。）第十九条」を「法第三十一条第一項」に改め、同欄4中「施行規則第二十四条」を「法第三十一条第二項」に改める。

別表第三第二号専決事項の欄を次のように改める。

- 1 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下この項において「法」という。）第六十八条第二項の規定に基づき、通知すること。
- 2 法第七十条の規定に基づき、措置要求をすること。
- 3 法第七十二条の規定に基づき、措置要求をすること。
- 4 法第七十六条第一項の規定に基づく開示請求を受理すること。
- 5 法第七十七条第三項の規定に基づき、開示請求書の補正を求めること。
- 6 法第八十二条第一項の規定に基づき、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をし、及び通知すること。
- 7 法第八十二条第二項の規定に基づき、保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をし、及び通知すること。
- 8 法第八十五条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び開示請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。
- 9 法第八十六条第一項又は第二項の規定に基づき、通知し、及び意見書を受理すること。
- 10 法第八十六条第三項（法第七十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。
- 11 法第八十七条第一項の規定に基づき、保有個人情報を開示すること。
- 12 法第八十七条第三項の規定に基づく申出を受理すること。
- 13 法第九十条第一項の規定に基づく訂正請求を受理すること。
- 14 法第九十一条第三項の規定に基づき、訂正請求書の補正を求めること。
- 15 法第九十三条第一項の規定に基づき、訂正をする旨の決定をし、及び通知すること。
- 16 法第九十三条第二項の規定に基づき、訂正をしない旨の決定をし、及び通知すること。
- 17 法第九十四条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 18 法第九十五条の規定に基づき、通知すること。
- 19 法第九十六条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び訂正請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。
- 20 法第九十七条の規定に基づき、通知すること。
- 21 法第九十八条第一項の規定に基づく利用停止請求を受理すること。
- 22 法第九十九条第三項の規定に基づき、利用停止請求書の補正を求めること。

- と。
- 23 法第一条第一項の規定に基づき、利用停止をする旨の決定をし、及び通知すること。
- 24 法第一条第二項の規定に基づき、利用停止をしない旨の決定をし、及び通知すること。
- 25 法第二条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 26 法第三条の規定に基づき、通知すること。
- 27 法第五条第二項の規定に基づき、諮問をした旨を通知すること。
- 28 法第九条第一項の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報を作成すること。
- 29 法第十二条第一項の規定に基づく提案を受けること。
- 30 法第十四条第一項の規定に基づき、審査すること。
- 31 法第十四条第二項の規定に基づき、通知すること。
- 32 法第十四条第三項の規定に基づき、通知すること。
- 33 法第十五条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結すること。
- 34 法第十八条第一項の規定に基づく提案を受けること。
- 35 法第十八条第二項の規定に基づき、審査等すること。
- 36 法第二十七条の規定に基づき、開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等の措置を講ずること。
- 37 法第二十八条の規定に基づき、苦情処理をすること。
- 38 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年埼玉県条例第五十号。以下この項において「条例」という。）第五条第一項又は第三項の規定に基づき、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知をすること。
- 39 条例第七条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 40 条例第八条の規定に基づき、通知すること。

## 附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。